

上田市地域振興事業基金の活用方針

(総則)

第1 上田市積立基金条例(平成18年3月6日条例第号)に定める上田市地域振興事業基金のうち、それぞれ合併前の市町村(以下、地域という。)において造成した基金(以下、持寄分基金という。)及び合併後、平成18年度及び平成19年度において合併特例債により造成した基金(以下、新市造成分基金という。)の活用等については、この方針に定めるところによる。

(基金の管理)

第2 基金の管理は、次のとおりとする。

- 1 持寄分基金の管理は、まちづくり協働課で行うものとし、地域ごとに基金残高を随時管理するものとする。
- 2 新市造成分基金の管理は、まちづくり協働課で行うものとする。

(基金の運用)

第3 基金の運用は、次のとおりとする。

- 1 持寄分基金、及び新市造成分基金の運用は、まちづくり協働課で行うものとする。
- 2 持寄分基金の運用に伴う利子収入及び運用差益については、運用金額により各地域ごとに仕分けするものとする。

(基金の活用)

第4 基金の活用は、次のとおりとする。

- 1 持寄分基金の活用については、基金の運用に伴う利子収入、運用差益及び基金の取り崩し金をもって、各地域におけるソフト事業及びハード事業の予算の財源に充当できるものとする。
- 2 新市造成分基金の活用については、基金の運用に伴う利子収入をもって、ソフト事業の予算の財源に充当できるものとする。また、当分の間、基金の取り崩しはしないものとする。

(基金の活用による該当事業等)

第5 基金の活用による該当事業等は、次のとおりとする。

- 1 持寄分基金については、合併前の地域の実情に鑑み、各地域の振興事業や地域内分権の推進に関する事業予算の財源に充当できるものとする。
- 2 新市造成分基金については、下記の事業予算の財源に充当できるものとする。
 - (1) 新市の一体感の醸成に資するための事業等

- ア 各種イベント開催事業
 - イ 新市C I事業（コーポレート・アイデンティティ）
 - ウ 新しい文化の創造に関する事業
 - エ その他一体感の醸成に資するための事業
- (2) 地域の特色ある地域振興に関する事業等
- ア 地域行事の発展事業
 - イ 伝統文化の継承事業
 - ウ 地域活性化事業
 - エ 住民の主体的な参加・協働により実施する助成事業
 - オ その他地域の特色ある地域振興に関する事業
- (3) 地域内分権の推進に関する事業
- (4) その他必要と認められる事業

この方針は、平成19年11月1日から施行する。

上田市地域振興事業基金の活用方針に基づく基金活用基準

上田市地域振興事業基金の活用方針（以下「活用方針」という。）に基づき、基金を活用し、事業予算に要する財源として充当することができる具体的事業等については、この基準によるものとする。

1 基金の活用に関する基本的考え方

基金を活用しようとするときは、上田市地域振興事業基金以外の特定目的基金の造成目的に該当する事業がある場合は、これを優先しなければならない。

2 基金の活用に関する該当事業等

- (1) 活用方針第5の1に定める持寄分基金（発生利子等を含む。）を活用する場合は、原則として、別表に示す事業予算などに要する財源として、充当することができるものとする。
- (2) 活用方針第5の2に定める新市造成分基金を活用する場合は、原則として、新規事業予算に要する財源として、充当することができるものとする。

この基準は、平成19年11月1日から施行する。

別 表

持寄分基金活用事業

	基金の活用に関する該当事業等
1	合併により制度の統一等により、補助率、限度額等が低下する事業に対し、その影響を緩和する措置として、必要と思われる事業
2	地域協議会の発案に基づく特色ある事業 (例) 〔 総合計画「地域まちづくり方針」に基づく住民と住民、住民と行政との協働による事業(地域協議会からの意見書の提出によるもの) 〕
3	地域独自のイベント事業 (1) 市民まつり事業の記念的事業 (2) 地域イベント事業の発展的事業
4	コミュニティの活性化に資する事業 (例) 住民協働による事業など
5	地域資源を利活用した事業
6	地域課題に対応する事業
7	わがまち魅力アップ応援事業